

翻訳

F. ブレンターノ「前提なき研究について」

F.Brentano, “Über voraussetzungslose Forschung”

著 フランツ・ブレンターノ
Franz Brentano

訳 村若 修
Übersetzt von Osamu Murawaka

鹿児島女子短期大学

Keywords : Fall Spahn, voraussetzungslose Forschung, Franz Brentano, Lujo Brentano, Theodor Mommsen, Georg von Heltrung

[訳者解題]

ここに訳出した文献は、フランツ・ブレンターノ (1838-1917) 『哲学の四段階 Die vier Phasen der Philosophie』の最後に収められている「前提なき研究について」である。初出は1901年12月13日付『ミュンヘン新報 Münchner Neuesten Nachrichten』573号への寄稿であり、その内容は1901年に起きた「シュパーン事件 Fall Spahn」に対する意見表明である。シュパーン事件とは、シュトラスブルク大学の教授人事において、哲学と歴史学の教授それぞれ1名は、カトリックでなければならない、という前提条件の下で、歴史学教授として、カトリックのマルティン・シュパーン (1875-1945) が異例の若さ (26歳) で任命されたことである。ルーヨ・ブレンターノ (1844-1931) の自伝『わが生涯とドイツの社会改革』によれば、この人事には、シュトラスブルク大学カトリック神学部の創設に尽力した行政官フリードリヒ・アルトホーフ (1839-1908) が関わっており、彼の依頼でローマ教皇庁との交渉役を引き受けたのが、ミュンヘン大学哲学教授で国会議員でもあったゲオルク・フォン・ヘルトリックである。彼はフランツ・ブレンターノの従姉の子であり、フランツへの強い憧憬もあって哲学の道に進むが、1870年に示された教皇不可謬説に対する態度で袂を分かち、1894年に持ち上がったフランツのミュンヘン大学招聘の話についても、学内で反対の意を表して周囲を驚かせた。フランツの死まで両者の和解は成らなかったようである。

さて、シュパーン事件に対して学問の自由の危機を直感した自由主義的の大学人たちは、抗議行動を開始する。ミュンヘン大学経済学教授であったルーヨ・ブレンターノからの相談を受けて、最初に、ベルリン大学歴史学教授で後にノーベル文学賞を受賞するテオドル・モムゼン (1817-1903) が単独で声明を出した。その書き出しはこうである。

ドイツの大学世界では、聖なる資格を剥奪されたような気分が吹き荒れている。われわれの生命の中核は前提なき研究にある。この研究が見出そうとしているところとは、目的の考慮や配慮にしたがったものではないし、また他の学問外の実用的目的に役立たせようとするものでもない。良心的研究者には論理的にも歴史的にも正しいと思われるものである。一言に要約すれば、誠実さである。われわれの自尊心、身分的栄誉、若い世代への影響力も、この誠実さに基づいている。ドイツの学問はドイツ国民の偉大さと力を増すのにそれなりに貢献してきたが、これも誠実さに基づいている。これに手をつける者は、われわれの生活を覆い守ってくれ、その実は世界の喜びとなる巨木に斧を入れるようなものである。

[ルーヨ・ブレンターノ『わが生涯とドイツの社会改革』248ページ以下。ただし、訳語は一部変更した.]

このモムゼンの声明に対して、ミュンヘン大学、ミュンヘン工科大学の多数の教授が署名して礼状を送り、それを公表した。また、員外教授や私講師も、自発的にメッセージを送ったようである。しかし、ヘルトリックはルーヨ宛てに反論の書簡を送り、同様の内容を『ミュンヘン新報』に掲載した。そして、ここを舞台にモムゼン-ヘルトリック論争が繰り広げられることになった (530号, 538号, 540号)。ヘルトリックの反論の主旨は、シュトラスブルク大学以前に、ボン大

学とブレスラウ大学で、同様の条件で人事が行われているということ、自然科学と異なり、歴史学と哲学においては、教授の人格性が重要であり、カトリックとプロテスタントのバランスをとる必要があること、この2点である。ヘルトリンクにすれば、「学問の自由」を巡る論争そのものよりも、大学におけるカトリック勢力の実質的な拡大こそが重要だったのであろう。かつて、ヘルトリンクが哲学者を志すことについて相談を受けたとき、フランツは彼が哲学にはあまり向いていないと考え、法学や国家学を勧めた。彼はその助言に従わなかったが、フランツの予測は当たっていたと言えるかもしれない。その後、ヘルトリンクは政治的手腕を発揮し、バイエルン首相、ドイツ帝国宰相を歴任することになる（ルーヨ・ブレンターノ、上掲書216ページ以下参照）。

さて、訳出した「前提なき研究について」には、フランツの学問観・宗教観が明瞭に語られており、哲学と宗教の関係を考える上でも興味深い文献である。要約すれば、特定の信仰を前提とし、その教義に縛られる研究者は、知的誠実さを損ない、自由な学問研究はできなくなる、ということに尽きる。その論証を、ヘルトリンク自身の専門分野である哲学領域において「論争的 polemisch」に進めるところに、ブレンターノの真骨頂を見ることができる。教皇不可謬説に抗議し、結局カトリック司祭職を辞したフランツに対して、ヘルトリンクは彼と行動を共にせず、教皇不可謬説を容認してカトリック信者に留まったという過去がある。ヘルトリンクにとって、聖トマスの言葉を引用して本来あるべき宗教と学問の関係を説く、かつての師の議論は、抗うべくもないものであったろう。また、フランツは、コペルニクスやガリレオの例を挙げ、現実のカトリック教会が歴史的に学問を弾圧してきたことを指摘するが、実はちょうどこの時期、フランツと親交のあったヴェルツブルク大学神学教授のヘルマン・シュル（1850-1906）が、1897年の著書『進歩の原理としてのカトリシズム der Katholizismus als Prinzip des Fortschrittes』で、教義の学問的解釈の自由を主張して、翌年禁書目録に入れられたばかりであった（上掲書252ページ参照）。結局、ヘルトリンクはフランツの記事に対して何も応答していない。いずれにせよ、この問題は、宗教と哲学をどのように調和させるかというフランツ自身の問題意識にもつながり、実際、彼は生涯をかけてこの問題に取り組んだのである。

なお、訳文中、下線部は原文でゲシュペルト表記になっている部分（ただし人名を除く）である。また、[] 内は、必要に応じて訳者が補った部分である。『哲学の四段階』の編者オスカー・クラウス（1872-1942）による註は2つあったが1つは省略し、1つは文中に（*）で示した。『神学大全』からの引用（ラテン語表記）の訳は、訳書から該当箇所を引用した。

[本文]

前提なき研究について（1901）

1901年12月13日『ミュンヘン新報』573号

（530号、538号、540号掲載のモムゼン—ヘルトリンク論争へのエピローグ）

親愛なる編集部殿！

フォン・ヘルトリンク教授がブレンターノ教授に宛てた書簡に対して、もう一つの声をお聴き下さるようお願い申し上げます。

この書簡についてはすでに十分なことが語られてきたが、私の判断では、この文書のもつある種の詭弁的な特徴が、それにふさわしい仕方では、なお目の下にさらされていない。しかし、フォン・ヘルトリンク教授は、われわれの扱っている問題において、決して任意に選ばれた教授ではない。数年来、氏はシュトラスブルクへのシュパーン教授就任によって成就された事柄に関わってきた。氏は、シュトラスブルク大学カトリック神学部設立の主要仲介者と見なされている。したがって、氏の説明は、シュパーン事件の全体について最終的な責任を負う人物の説明として、注目に値するのである。

フォン・ヘルトリンク氏は、書簡の中で、とりわけ「前提なき研究 voraussetzungslose Forschung」という言葉に異議を唱えている。氏によれば、モムゼンと彼に賛同するわれわれ大学教授陣は、前提なき研究を要求することによって、「認識論および方法論」のごく基本的な教説に違反している、すなわち、われわれは、人間のあらゆる「研究や知識が数多くの先入見の上に構築されている」という点を見誤っているというのである。

このような異議は、本当に真剣に受け取れるだろうか。「前提なき」という語は、われわれの用いた文脈では、「先入見なき」という意味にほかならない、などと。

学問研究者に課せられる要求は、あらゆる裁判官に課せられる要求と同じである。裁判官がある事件を扱うに当たり、彼の判断力が全くの白紙状態であることや、事件の判決において意味のある知識を何も持っていないということ、誰も

彼に要求したりしない。われわれが要求するのは、彼が、予め持っている好みや信念に主観的に縛られることなく、不偏不党の眼差しで、賛否を純粋に客観的にバランスよく評価できるということである。

したがって、われわれの誰一人として、次のような前提を放棄すること以外、念頭には置いていない。すなわち、直接にであれ結果としてであれ、それ自身学問的に確証されていないのに、純粋に学問的な探求の成果を害するおそれのあるような前提を放棄することである。上のような誤解を避けるために必要なのは、認識論的研究や方法論的研究などではなく、ごく普通の解釈技法なのである。

しかし、この誤解は、モムゼンが「前提なき」という語の意味を詳しく解説するにつれ、把握困難になってくる。この解説の中の「誠実さ *Wahrhaftigkeit*」という表現が、フォン・ヘルトリンク氏に新たな苦言のきっかけを与えているのである。しかし、モムゼンには、前者「前提なき」が、後者「誠実さ」と等置されることで、いかなる誤解も生まれないという見通しがあったように、また後者が、前者と等置されることで、いかなる誤解も生まれないという見通しもあった。彼には、信心深い人びとに対するどんな侮辱的な意図ももたつていなかった。われわれが誠実さに欠けると考えているのは、信仰者として語り教えるような者ではなく、信仰告白によって規定された諸命題に、純粋に学問的なラベルを貼り付けて市場に出すような者のことである。

私は、われわれの事例で、どんな重要なことが問題になっているかを再度手短かに説明してみたい。

われわれが実定的な宗教的信念について、どれほど敬意を払いつつ考えようとも、それが明証性を欠くことは確かである。それは直接的な洞察でもなければ、直接的な洞察からの確に推論される認識という意味での知でもない。ここで私が言っていることは、カトリック教会自体、よもや否定するようなことでもない。激賞される教父、聖トマス・アクィナスでさえ、すでに使徒「パウロ」の次の言葉の中に、その点が鮮明に定式化されているのを見出そうとしている：「信仰とは希望すべきことがらの保証、見えざることがらの証拠である」（『神学大全』第2-2部、第4問題第1項）。そして、別の箇所では彼はこう述べる：悟性は二重の仕方承認する。一度は、直接にであれ推論を介してであれ、悟性が事象そのものによって承認へともたらされるような場合であり、これが知の領域である。次には、事象そのものによっては十分にはないが、悟性は、ある側面よりも別の側面へと傾向づけるような自由な意志作用によって、承認へともたらされるのである。そのような選択が疑念と結びついて現れる場合、これは意見の領域である。これに対して、選択が確実性を伴って現れるならば、これは信仰の領域である（第2-2部、第1問題第4項）。さらに彼は、それに続く「第5」項で「同一のことがらが信仰と学知の対象となることはない」と述べ、それに対応して「しかし、すべての人間にたいして信ずべきことがらとして共通的に提示されていることは、共通的に学知の対象となることはない」などと述べている。それゆえ、教会自体、悟性根拠が誤謬の可能性を排除しないとしても、悟性が教会の教義を承認すると教えており、むしろ、永遠の幸福の約束によって誘惑され、永遠の苦痛の脅威によって駆り立てられるような意志によって動くのである。（「信じない者はすでに裁かれている。」）

さて、またしばしば、超自然神学は信仰原理の上に構築された「学」であると語ることが許されるとしても、ここで学という語は、本来の意味、つまり先の聖トマスの引用箇所では話題になっていたような意味とは、全く別の意味で用いられている。したがって、もしこの同音異義の学を、大学にある本来の諸学に仲間入りさせるとしても、それをそれだけで特殊な学部隔離することに配慮しないならば、大きな混乱がもたらされるであろう。

そうすることによってしか、大学における研究の真に学的な性格は維持されない。しかし、深遠な利益に繋がるこのような措置に対するきわめて決定的な障害が、次のような場合には生じることになる。すなわち、他学部の講師が、神学教授と同じように、彼の講座の力によって、自然な洞察の教説と同時に、信仰の諸命題とも調和を維持するよう拘束されるような場合である。

神学は、哲学的な事実や歴史学的事実、そのうえ自然科学的事実とさえ、頻りに接触してきた。神学が、これらの事実について若者を教育すること、しかも当の教説と神学的教説とを統一する困難が、計り知れないほど大きくなるような仕方教育することに關心を持つことは、当然認められなければならない。しかもそれゆえに、神学が、神学部の中に哲学や歴史学、それどころか自然科学の講座を設けることを要求するならば、そのことも理解されなければならない。その場合、それらの講座は、信仰に好意的な折衷主義において、哲学的、歴史学的教説やその他の教説を与えるものとなる。それらの各講義は、護教学の附属物の一種である。これに対して、他の学部で、ある教師について公に、次のことが要求されるような場合には、上述したように教会自体も認めているような、本来の意味の学と変更された学の間にある、完全で周知の深遠な相違は、まさに否定されている。すなわち、彼が自らの教説について、端的に自然な洞察の光以外の何ものかによって、影響を受けざるを得ないよう要求されるような場合である。

フォン・ヘルトリック氏は、書簡の後の方で、信心深いカトリック教徒も理性的研究においては完全に自由であると説明しているが、これは聖トマス自身の例証が示すような一定の意味において正しい。その例証とは、最も信心深い者の研究が、カトリックの教義が示すことに何らかの点で反することを、明証的に真として証明した場合、彼はもはやこの教義を信じる義務はないであろうし、それどころか金輪際信じることはできないであろう、というものである（『神学大全』第2-1部、第17問題第6項、第2-2部、第4問題第8項、10）。その際、彼はもちろん、この一つの信仰箇条のために、教会の教説への全信仰を同時に振り捨てなければならないであろう（同、第2-2部、第5問題第3項）。しかし、きまって信仰を疑うことへのいかなる誘惑も払いのけるように命じる良心は、その内的不寛容によって、そのような認識に至るさらなる道を一貫して追求することを、幾重にも不可能にしてしまうのではないか、という問いはさておくとしても——この問いは、ここで私が立ち入る必要のないものである——、この自由はただ単に研究者としての研究者に望まれるうのか、それとも教師としての研究者にも望まれうのか、そして、そういう者として、教壇そのものが彼を教会教義へと縛りつける場合、彼は自由をけって持たないのか。彼の研究の進展において、そのような変化が起きたならば、彼には自分を偽るか研究を断念するしか選択の余地はない。それによって、彼はあの自由な生活の可能性さえも終わらせることになる。そのような場合、彼は自分の地位と生活の糧を奪われ、真の学的苦難を被ることになるだろう。この苦難には犠牲を強いる力があるが、残念ながら、どんな種類の人間も、犠牲にすべきものを過剰には持ち合わせていないように思われる。

フォン・ヘルトリック氏が、この点を評価するのに、裁判官の免官不可能性に与えられる高い価値を念頭に置かれんことを！ もしも、すべての裁判官は、裁判で政府に好ましくない判断に至ったならば、この判断を裁判官席から告げて、そのために罷免されるようなことをしてはならず、前もってその判断を取り消し、好ましい理解をする別の裁判官に審理の成り行きを任せなければならないとすれば、これについて氏は何と言うであろうか。しかし、このような奇怪な状態は、まさしく、われわれが学と祖国の安寧のために抗議しなければならないと感じている当の出来事と、きわめてよく似ているのである。

神学的権威と学的自由との間には、かつてどれほど気まぐれ紛争が生じてきたことか！ 禁書目録によるコペルニクスの著書の読書禁止や、ガリレイが強要された宣誓についての考えは、フォン・ヘルトリック教授にも、教会的権威に依存する物理学の講壇を支持することは好ましくないと思わせたようである。しかしいったいなぜ、それと同じ観点が、すべての哲学・歴史学講座にも、基準として当てはまらないのだろうか。ひょっとすると、フォン・ヘルトリック教授は、かつて発展途上の解剖学の領域や、最近では再び生物学的進化論の領域で起こったのと、きわめてよく似た激しい衝突が、この領域で起こりうるし、それどころか、実際に繰り返し起こっているということを知らないのだろうか。

哲学、つまりフォン・ヘルトリック教授自身が最もよくその利害を代表すべき学問から例を引くことで、この点が一目瞭然な形で証明されるかもしれない。

これまで数多く取り扱われてきた、人間靈魂の本性についての哲学的問いに関して、中世の学校においてはアリストテレス的把握が確定的であり、これにしたがって、靈魂の本性は人間身体の実体的形相であるとされた。そのうえ、「ものを知る者たちの師」（*ダンテ『神曲』地獄IV131[アリストテレスを指す]）の名声はきわめて高く、ギリシャ系神父にもラテン系神父にもこのような規定の痕跡は見出せないにもかかわらず——ニュッサのグレゴリウスは、唯一この規定を取り上げ、これに明確に反論した——この規定は、クレメンス5世によってヴィエンヌ公会議で正式に教義にまで高められたほどであった。さらに、1513年1月14日、レオ10世は、第5ラテラン公会議で、ヴィエンヌのこの規定を明確に記憶にもたらし、承認した。

ところが、このテーゼは、明らかにアリストテレス形而上学の一般原理によって堅持されるものであり、実体的形相一般に関するアリストテレスの教説全体や、それが由来するプラトンのアイデア説と同じように、今日では時代遅れの古くさいものと見なされている。哲学者としてこのテーゼをなお堅持しようとする者は、最も普遍的に承認され最もよく確証された、哲学的批判の否定的成果の一つを拒絶しなければなるまい。にもかかわらず、教皇ピウス9世も、ギンターの哲学とカトリック正統信仰との統一可能性が問題になったとき——教皇にはほかに何ができたであろうか——、教会の教義教説の不変性に相応して、ヴィエンヌの決定を再度促進し、そのうえでギンターに、ただ撤回か破門かの二者択一を迫ったのである。

フォン・ヘルトリック教授は、シュトラスブルク大学のカトリック哲学講座の設立によって、[普仏戦争で]再獲得したライヒスラント[アルザスーロレーヌ地方]でも、われわれがこのような出来事の繰り返しを経験する可能性を開こうとしているのだろうか。それとも氏は、この講座が——周知のモデルにしたがって——講義を次の言葉で始める人物で占められることを要求しているのだろうか：「私は哲学を教えるに当たり、ヴァチカン公会議に基づいて行います。その決

議によって、私は自分が拘束されていると見なします。しかも、この不幸な者は、下士官のごとく、ローマで彼の教説が気に入られるか否かに応じて、その度に向きを変えるのです」。

モムゼン宛て礼状への一署名者

[引用・参考文献]

Brentano, Franz: “Die vier Phasen der Philosophie”, Felix Meiner, Hamburg 1926.

Brentano, Lujó: “Mein Leben im Kampf um die soziale Entwicklung Deutschlands (1931)”, Metropolis-Verlag, Marburg 2004.

ルーヨ・ブレンターノ 著，石坂昭雄／加来祥男／太田和宏訳，『わが生涯とドイツの社会改革』ミネルヴァ書房（2007）。

トマス・アクィナス著，高田三郎／山田晶／稲垣良典他訳『神学大全』創文社（1960～2012）。

（2016年12月2日 受理）